

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター退職手当規程

制定 平成21年4月1日 平成21年法人規程第16号
 改正 平成22年3月30日 平成21年法人規程第41号
 改正 平成26年4月1日 平成25年法人規程第103号
 改正 令和3年3月15日 2 健総第5340号
 改正 令和4年1月1日 3 健総第4714号
 改正 令和4年12月26日 4 健総第5845号
 改正 令和6年4月1日 5 健総第7045号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター職員就業規則（平成21年法人規程第8号。以下「職員就業規則」という。）第43条の規定に基づき、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「法人」という。）に勤務する職員の退職手当について必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象)

第2条 退職手当の支給を受ける者は次の各号に掲げる者とする。

- (1)職員就業規則第2条第1項に定める職員のうち、期間を定めずに雇用する者（以下「期間を定めずに雇用する職員」という。）
- (2)職員就業規則第2条第1項に定める職員のうち、1年以上の任期を定めて雇用される月俸制の職員（以下「任期付月俸制職員」という。）

(退職手当の支給)

第3条 退職手当は、職員が退職し、解雇され、又は任期が終了した場合（以下「退職等」という。）に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、期間を定めずに雇用する職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び前条第1号に定める職員となったときは、退職手当は、支給しない。

2 退職手当は、職員が退職し、若しくは解雇され、又は任期が終了した日から起算して1月以内に支給する。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他次の各号に掲げる特別の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 死亡等による予期し得ない退職で、事前に退職手当の支給手続を行うことができなかつたため、退職手当の支給手続に相当な時間を要する場合
- (2) 第20条に定める職員としての引き続いた在職期間に含むとされる地方公務員等としての引き続いた在職期間があり、その確認に相当な時間を要する場合
- (3) 債権差押命令等に伴う権利関係の確認又は支給手続に相当な時間を要する場合
- (4) その他退職手当の支給に必要な書類が整わない等、支給手続に支障がある場合

（遺族の範囲及び順位）

第4条 前条に定める遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）又は職員の死亡の当時において、東京オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第7条の2第2項の証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると東京都知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップの相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して、支給する。ただし、当該遺族が総代者を選任した場合においては、当該遺族が受ける退職手当の額を合算して総代者に支給する。

（遺族からの排除）

第5条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（退職手当算定基礎額）

第6条 退職時における年齢給、勤続給及び職種手当の合計額を退職手当算定基礎額とする。

（普通退職の場合の退職手当）

第7条 次条第1項又は第13条の規定に該当する場合を除くほか、退職し、解雇され、又は任期が終了した者（第15条第1項各号に掲げる者を含む。以下「退職者等」という。）に対して支給する退職手当の額は、退職手当算定基礎額にその者の勤続期間（この条において「勤続期間」とは、第14条第1項から第4項までの規定、並びに第20条第1項及び第2項の規定により計算した在職期間をいう。）を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、勤続期間が2年以下の場合には退職手当は支給しない。

- (1) 3年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100

- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の135
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の150
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の180
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の165

2 前項の規定により計算した金額が、その者の退職の日における退職手当算定基礎額に50を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、退職手当算定基礎額に50を乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の額とする。

(定年等退職等の場合の退職手当)

第8条 職員については満年齢60歳、雇用契約の期間の定めのない主として病院部門に勤務する医師については満年齢65歳、雇用契約の期間の定めのない副所長については満年齢63歳（以下「定年等」という。）に達する日の属する年度の末日（以下「定年等退職日」という。）に退職した者（定年等に達した者で、理事長が特に必要があると認める場合、又は職員就業規則第22条第5項の規定により、定年等退職日以後引き続き勤務した後退職し、又は解雇された者を含む。）に対して支給する退職手当の額は、退職手当算定基礎額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額に第9条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の140
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の190
- (3) 16年以上30年以下の期間については、1年につき100分の200
- (4) 31年以上33年以下の期間については、1年につき100分の150
- (5) 34年以上の期間については、1年につき100分の60

2 前項の規定により計算した金額が、その者の退職の日における給料月額に59.2を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該給料月額に59.2を乗じて得た額をもって、その者に対して支給する退職手当の額とする。

(退職手当の調整額)

第9条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調整額期間の初日の属する月から、その者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに、当該各月にその者が属していた次の表に掲げる職員の区分に応じて定めるポイントを合計したポイント1ポイントにつき千円を乗じた額とする。

役職手当受給者		専門職手当受給者	
区分	ポイント	区分	ポイント
主事	0.0	主事	0.0
主任	3.0	主任	3.0
係長	6.0	係長	6.0
統括係長	8.0	専門職 1	11.5

課長	13.0	専門職 2	18.0
		専門医長 1	11.5
		専門医長 2	9.0
		専門医長 3	6.5
		専門部長 1	18.0
		専門部長 2	15.0
部長		25.0	
総括部長		28.0	

- 2 調整額期間とは、第14条に定める在職期間のうち、その者の退職の日の属する月の末日を起算日として、20年前までの期間をいう。
- 3 第1項の調整額期間のうち職員就業規則第13条の規定による休職、同規則第47条第3号の規定による停職、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター職員育児・介護休業規程（平成21年法人規程第13号。以下「育児・介護休業規程」という。）第2条の規定による育児休業その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月は、調整額期間から除くものとする。
- 4 本条における退職手当の調整額は定年退職時のみ適用する。

（副院長及び副所長の退職手当）

第10条 前3条の規定に関わらず副院長及び副所長については、退職し、又は解雇された者（第15条第1項各号に掲げる者を含む。）に対して支給する退職手当の額は、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター職員給与規程平成21年法人規程第15号）第44条第2項に定める年俸額を12で除した金額に、在職年数を乗じて得た額の合計額とする。ただし、定年退職の場合を除き、勤続期間が2年以下の場合には退職手当は支給しない。

（任期付月俸制職員の退職手当）

第11条 前4条の規定に関わらず任期付月俸制職員については、退職し、解雇され又は任期が終了した者（第16条第1項各号に掲げる者を含む。）に対して支給する退職手当の額は、別表に規定する額とする。ただし、勤続期間が2年以下の場合には退職手当は支給しない。

（公務等によることの認定の基準）

第12条 理事長は、退職又は解雇の理由となった傷病が職務上又は通勤によるものかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定により職員の公務上又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠する。

（整理退職者等に対する退職手当に係る特例）

第13条 職員就業規則第24条第1項第5号の規定に該当する理由又はこれに準ずる理由により、理事長が理事会で定めた計画に基づき、期間を定めず雇用する職員のうち、その意に反して退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に対して支給する退

職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を8条第1項各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

2 第8条第2項の規定は、前項の退職手当の基本額の計算について準用する。

(勤続期間の計算)

第14条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、期間を定めず雇用する職員として引き続いた在職期間による。ただし、任期付月俸制職員として雇用され、引き続き期間を定めず雇用する職員となった場合には、任期付月俸制職員としての在職期間を通算する。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数による。

3 期間を定めず雇用する職員が退職した場合（第15条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうち職員就業規則第13条の規定による休職、同規則第47条第3号の規定による停職、職員育児・介護休業規程第2条の規定による育児休業その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）が1月以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前3項により計算した在職期間から除算する。ただし、職員就業規則第13条第1項第1号の規定に該当した者に係る休職において無罪の判決が確定した場合の休職期間については、この限りでない。

5 前4項の規定により計算した在職期間に1年未満の端月数がある場合には、6月以上の端月数はこれを1年とし、6月未満の端月数はこれを切り捨てる。ただし、第8条の規定による退職手当を計算する場合については、これを1年とする。

(退職手当算定基礎額の減額改定等以外の理由により退職算定基礎額が減額されたことがある場合の退職手当の特例)

第14条の2 退職した者の勤続期間のうち、当該退職した者の年齢が60歳に達した日後における最初の4月1日からその者の退職の日までの期間中に、退職算定基礎額の減額改定（退職算定基礎額の改定をする規程等が制定された場合において、当該規程等による改定により当該改定前に受けていた退職算定基礎額が減額されることをいう。）その他その意に反し降給となったこと以外の理由によりその者の退職算定基礎額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）の前日におけるその者の退職手当算定基礎額（当該減額日以後に退職算定基礎額の改定をする規程等が制定された場合にあつては、当該改定後の退職算定基礎額を用いて計算した退職手当に相当するものとして第4項に定める額とする。ただし、その額が減額日の前日におけるその者の退職手当算定基礎額を超える場合は、この限りでない。）のうち最も多いもの（以下「特定減額前退職手当算定基礎額」という。）が退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額よりも多いときは、その者に対して支給する退

職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前退職手当算定基礎額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前退職手当算定基礎額を基礎として、計算した場合の退職手当
- (2) 退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当が第7条又は第8条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前退職手当算定基礎額に対する割合

2 前項の規定により計算した金額が、次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

- (1) 59.2以上 特定減額前退職手当算定基礎額に59.2を乗じて得た額
- (2) 59.2未満 特定減額前退職手当算定基礎額に前項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の退職手当算定基礎額に59.2から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

3 前項の規定にかかわらず、第7条が適用される場合は、59.2を50に読み替える。

4 この条第1項における、退職手当算定基礎額に相当するものとして第4項に定める額は、退職手当算定基礎額の改定をする規程等の制定以外の事由による給料月額を増額又は減額がないものと仮定した場合における、当該退職手当算定基礎額の改定適用後の職員が現に退職した日におけるその者の退職手当算定基礎額に相当する額とする。

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第15条 退職者等が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職者等（当該退職者等が死亡したときは、当該退職者等に係る退職手当の額の支給を受ける権利を承継した者）に対し、事情（当該退職者等が占めていた職の職務及び責任、当該退職者等の勤務の状況、当該退職者等が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職者等の言動、当該非違が職務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が職務に対する都民の信頼に及ぼす影響をいう。）を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 職員就業規則第47条の規定により懲戒解雇又は論旨解雇その他職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分(以下「懲戒解雇等」という。)を受けて退職した者
- (2) 職員就業規則第24条第2項の規定により解雇された者（同項第1号に該当する場合を除く。）

2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を別に定める方法により通知するものとする。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第16条 職員の解雇に伴い、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与は、退職手当に含まれるものとする。ただし、退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、退職手当のほかその差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職者等に対し、まだ当該退職等に係る退職手当が支給されていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職者等（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職者等が死亡したときは、当該退職手当の支給を受ける権利を継承した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職者等が刑事事件（当該退職等の後に起訴された場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職等の後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職者等が当該退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し、職員就業規則第47条の規定による懲戒解雇の処分（以下「シニアスタッフに対する懲戒解雇処分」という。）を受けたとき。

(3) 理事長が、当該退職者等（シニアスタッフに対する懲戒解雇処分の対象となる者を除く。）について、当該退職等の後に当該退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職者等（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職等に係る退職手当の支給を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支給を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当が支給されていない場合において、前項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第15条第1項に規定する事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 理事長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第15条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

5 支給差止めに係る退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支給差止めは取り消されたものとみなす。

(退職手当の支給の差止め)

第18条 退職者等が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職者等に対

し、当該退職手当の支給の差止めを行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職等をしたとき。
 - (2) 退職者等に対しまだ当該退職手当が支給されていない場合において、当該退職者等が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職者等に対しまだ当該退職手当が支給されていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職者等に対し、当該退職手当の支給を差し止めることができる。
- (1) 当該退職者等の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき、その者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが法人に対する都民の信頼を確保し、又は退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で支障を生ずると認めるとき。
 - (2) 理事長が、当該退職者等について、当該退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒解雇等を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等に値することが明らかなものを用いる。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職者等（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の支給を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支給を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当が支給されていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職手当の支給を差し止めることができる。

（取消の申立規定）

- 4 理事長は、第1項又は第2項の規定による支給の差止めを行い、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支給差止めを取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支給差止めを受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支給差止めの目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該支給差止めを受けた者について、当該支給差止めの理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支給差止めを受けた者について、当該支給差止めの理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、第18条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公

訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

- (3) 当該支給差止めを受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、第17条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支給差止めを受けた日から1年を経過した場合

- 5 理事長は、第3項の規定による支給差止めを受けた者が第18条第2項の規定による処分を受けることなく当該支給差止めを受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支給差止めを取り消さなければならない。
- 6 前2項の規定は、当該支給差止めを行った理事長が、当該支給差止め後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の支給を差止める必要がなくなったとして当該支給差止めを取り消すことを妨げるものではない。
- 7 第15条第2項及び第3項の規定は、支給差止めについて準用する。

(退職をした者の退職手当の返納)

第19条 退職者等に対し当該退職等に係る退職手当が支給された後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職者等に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職者等の生計の状況を勘案して、当該退職手当の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職者等が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職者等が当該退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関しシニアスタッフに対する懲戒解雇処分を受けたとき。
- (3) 理事長が、当該退職者等（シニアスタッフに対する懲戒解雇処分の対象となる職員を除く。）について、当該退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等の処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職等の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第15条第1項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第19条の2 死亡による退職をした者の遺族（退職者等（死亡による退職の場合は、その遺族）が当該退職等に係る退職手当の支給を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支給を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当が支給された後において、前条第1項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第15条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第15条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

- 第19条の3** 退職者等（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職等に係る退職手当が支給された後において、当該退職手当の支給を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職等の日から6月以内に第19条第1項又は第19条の2第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職等の日から6月以内に、当該退職者等が当該退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等の処分を受けべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職者等が当該退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等の処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 2 退職手当の受給者が、当該退職等の日から6月以内に第19条又は第19条の2に規定する返納の通知を受けた場合において、第19条第1項又は第19条の2第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職者等が当該退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等の処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までに同じ。）が、当該退職等の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、起訴をされた場合、第18条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職者等が当該退職に係る退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等の処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職等の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職者等が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関しシニアスタッフに対する懲戒解雇処分を受けた場合において、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職者等が当該行為に関しシニアスタッフに対する懲戒解雇処分を受けたことを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による請求に基づき納付する金額は、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から前項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該退職手当に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。
- 7 第15条第2項及び第19条第3項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

(地方公務員等から職員となった者等に対する在職期間の特例)

- 第20条** 第14条第1項に定める在職期間には、国、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に定める独立行政法人をいう。）、地方公共団体、法人以外の地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に定める地方独立行政法人をいう。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に定める公庫等のうち、理事長が指定するもの（以下「国等」という。）で、当該国等の要請に応じて法人を退職した後引き続いて当該国等に雇用される者について、職員としての在職期間を当該国等の在職期間とみなして退職手当（これに相当する給与を含む。以下同じ。）を支給することとしているものに雇用される者（当該国等の退職手当に関する規程において退職手当の支給対象とされている者に限る。以下「地方公務員等」という。）から、引き続いて職員となった者のうち理事長が特別に認めた場合には地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 2 地方公務員等となるため退職をし、かつ、引き続き地方公務員等として在職（その者が更に引き続き当該地方公務員等以外の他の国等の地方公務員等として在職した場合を含む。）した後、引き続いて再び職員となった者のうち理事長が特別に認めた者の在職期間については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間を、第14条第1項にいう職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(地方公務員等から職員となった者等に対する退職手当の額の特例)

- 第21条** 国等のうち、職員としての在職期間を当該国等の在職期間とみなさないものに雇用される者から、引き続いて職員となった者（引継ぎ職員を除く。）のうち理事長が特別に認めた者に対して支給する退職手当の額は、当該職員の在職期間に当該国等の職員

として在職した期間を加えた期間に応じて第7条から第13条までの規定により計算して得た額から、当該国等から支給された退職手当の額を控除した額とする。ただし、当該国等から退職手当の支給を受けていない者についてはこの限りではない。

- 2 国等のうち、職員としての在職期間を当該国等の在職期間とみなさないものに雇用される者から、引き続いて職員となった者（引継ぎ職員を除く。）のうち理事長が特別に認めた者に対して当該国等が支給した退職手当の額が、当該職員の在職期間に当該国等の職員として在職した期間を加えた期間に応じて第7条から第13条までの規定により計算して得た額を上回る場合には、当該職員の退職手当の額は、当該国等の職員として在職した期間を加えることなく第7条から第13条までの規定により計算して得た額とする。
- 3 職員が退職し、引き続いて国等に雇用される者となった場合において、その者の職員としての在職期間が当該国等の退職手当の算定に係る在職期間に通算されることとされたときは、この規程による退職手当は、支給しない。

（口座振替による支給）

第22条 退職手当は、受給者から申出のある場合は、口座振替の方法により支給することができる。

（端数処理）

第23条 この規程により計算した、退職手当の額（第4条の規定により分割して支給する場合の支給額を含む。）に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（退職手当に関する特例）

第24条 理事会の決定により、法人への貢献度に応じて、この規程の定めとは別に一定の加算を行うことができる。

（実施に関し必要な事項）

第25条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める

附 則（平成21年法人規程第16号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の職員となった者で、職員の退職手当に関する条例（昭和31年東京都条例第65号。以下「退職手当条例」という。）第15条の規定により退職手当が支給されなかった者については、第15条第1項に定める職員としての引き続いた在職期間に退職手当条例第10条第1項、第2項、第3項及び第5項に定める在職期間を含むものとする。

附 則（平成21年法人規程第41号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月 日25法人規程第103号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定については、平成21年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月15日 2健総第5340号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年3月15日から施行する。

附 則（令和4年1月1日 3健総第4714号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和4年1月1日現在、組織規程第7条で定める副所長の職に就いている者については、令和6年3月31日までの間、第10条のただし書の規定については適用しない。

附 則（4健総第5845号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（定年等退職等の経過措置）

- 2 退職する者の年齢が60歳に達した年度の末日から、次の表の左欄の掲げる期間の区分に応じた年齢に属する年度の末日まで、第7条が適用される職員（主として病院部門に勤務する医師又は歯科医師、副所長である職員を除く。）については、第8条を適用する。

令和 5年4月1日から令和 7年3月31日まで	満61歳
令和 7年4月1日から令和 9年3月31日まで	満62歳
令和 9年4月1日から令和11年3月31日まで	満63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	満64歳

附 則（令和6年3月26日 5健総第7045号）

（施行期日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第11条関係)

単位：円 勤続年数	1級（主事）	2級（主任）	3級（係長）
3年	240,000	270,000	300,000
4年	350,000	390,000	440,000
5年	520,000	580,000	650,000